

南町田拠点創出まちづくりプロジェクトの共同推進に関する協定書

町田市（以下、「甲」という。）及び東京急行電鉄株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間の「町田市内の東急田園都市線沿線地域におけるまちづくりの推進に関する協定書(2013年12月18日付)」及び「南町田駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定書(2014年10月1日付)」に基づき、甲が2015年6月に策定した『南町田駅周辺地区拠点整備基本方針』(以下、「拠点整備方針」という。)の実現と、南町田駅周辺地区(以下、「本地区」という。)の将来にわたる持続的な発展を目的に、「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」を官民共同で推進していくことに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が『町田市都市計画マスタープラン』に示す、南町田駅周辺における「広域的な商業機能を中心としたにぎわいと交流が生まれる副次核の形成」の実現、及び、乙が東急田園都市線沿線において沿線各自治体と展開している郊外住宅地の持続と再生を目指す次世代型まちづくりの実現に向け、甲及び乙が官民共同して推進する「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という。)における基本理念の共有を図り、プロジェクトの取組内容、推進手法等を定めることを目的とする。

(プロジェクトの基本理念)

第2条 甲及び乙は、本地区まちづくり構想の共同検討成果をベースに、拠点整備方針に定めるまちづくりのコンセプト及び基本方針に則り、プロジェクトの基本理念を以下のとおり合意する。

(1) 人口減少・高齢化の動向を捉え、郊外住宅地の魅力の再構築と持続的な発展のため、本地区において官民が連携・共同して、都市基盤、都市公園、商業施設、都市型住宅等を一体的に再整備し、都市公園と商業施設とが融合した全国でも例のない魅力的な「新しい暮らしの拠点」を創り出していく。

(2) 新たな住民の獲得や地域の住み替えサイクルの創出により、沿線地域一帯に暮らす世代間の循環やバランスのとれた人口構成を維持するとともに、地域内の交流の活性化をはじめ、来訪者を交えたにぎわい・交流活動を展開し、良好な住宅市街地とコミュニティを次世代につなげていくための持続可能なまちづくりに取り組む。

2 甲及び乙は、本プロジェクトの基本理念を共有し、将来にわたる本地区の持続的な発展を目指して、地域の市民、地域団体等との連携を図りながら、主体的かつ継続的にまちづくりに取り組むものとする。

3 本プロジェクトの推進において、甲及び乙は、第1項に定める本プロジェクトの基本理念の達成のために、必要に応じて、既存の制度や枠組みにとらわれない新しい手法、制度、体系等を創りだしていくことも視野に入れ、従来の官民の領域を相互に超えた提案、実践を行っていくものとする。

(プロジェクトの位置及び範囲)

第3条 本プロジェクトの位置及び範囲は、別紙「整備イメージ図」に定める区域を基本とする。

(取組内容)

第4条 甲及び乙は、前条に定める基本理念を達成するため、次に掲げる計画事項（以下、総称して「本取組」という。）について取り組むものとする。

- (1) 地域の核となる都市機能更新を図るための駅前市街地の大街区化及び基盤整備
- (2) 南町田駅南北間を連絡し、地域住民にとっての安全なアクセス路及び駅前の回遊動線となる歩行者ネットワークの整備
- (3) みどり・回遊・交流・にぎわいをコンセプトにした、駅直結の都市公園・商業施設の融合的な施設整備・運営と、別紙に定める「にぎわいの融合ゾーン」（以下「融合ゾーン」という。）の形成
- (4) 新たな定住人口の確保と地域の住み替えサイクル創出に資する都市型住宅機能の導入
- (5) 地域の防災・防犯性向上に資する機能の導入

(推進手法)

第5条 甲及び乙は、両者協議の上、次に掲げる手法を基本として、本取組を推進するよう努めるものとする。

(1) 土地区画整理事業

甲及び乙は、2015年11月2日に締結した「南町田駅周辺地区拠点整備基本方針」に基づく土地区画整理事業の共同実施に関する基本協定に基づき、2016年9月の事業認可を目途に甲乙の共同施行により事業実施を図る。

(2) 歩行者ネットワーク整備事業

甲及び乙は、甲が策定する予定の本地区に係る都市再生整備計画を踏まえ、本地区内において南町田駅南北自由通路、商業施設敷地内通路、市有地内通路、都市公園内園路等を連携・共同して整備し、公有地・民有地の区別なく連続した歩行者ネットワークとして形成するとともに、地域住民・来訪者にとって快適かつ安全安心に利用できる歩行空間として維持管理を図るものとする。

整備においては、歩行者ネットワークと南町田駅北口駅前広場、駅施設等の関連施設との相互の連続性、一体性に考慮するものとする。

(3) 鶴間公園・融合ゾーン魅力創出事業

甲及び乙は、拠点整備方針に基づき再整備を行う鶴間公園（鶴間第二スポーツ広場を含む。）及び融合ゾーンの魅力的な空間形成を図るため、連携・共同して鶴間公園及び融合ゾーンの整備に取り組むとともに、協調して本プロジェクトの趣旨を踏まえた空間演出・運営を図る。

(4) 商業集積再開発事業

乙は、拠点整備方針に掲げる南町田駅や鶴間公園との回遊性・一体性を高め、にぎわいと交流促進を実現するため、既存の商業施設を2017年2月を目途に閉店し、「新しい暮らしの拠点」の核施設となる商業施設の再開発事業に取り組むものとする。なお、乙は当該再開発事業において第1号乃至第3号との連携を図るものとする。

(5) 都市型住宅整備事業

乙は、拠点整備方針に掲げる若年層など新たな住民の流入と地域の住み替えサイクルの実現に向けて、都市型住宅の整備に取り組むものとする。

2 甲及び乙は、前項に掲げる事業展開に伴い、緊密に連絡・連携を図るものとする。

3 甲は、拠点整備方針に掲げる地区の将来像実現を図るため、都市計画において地区計画を定めるものとし、2016年6月を目途に手続を進めることで、第1項に定める各事業の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(事業協定等)

第6条 甲及び乙は、本取組の推進にあたり、取組内容に応じた役割分担、費用負担、事業スケジュール等については別途協議して定め、必要に応じて、各事業の協定を締結して推進するものとする。

(まち開き)

第7条 甲及び乙は、連携して本取組を推進し、2019年度のまち開きを目指すものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2021年3月末日までとし、甲及び乙は、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

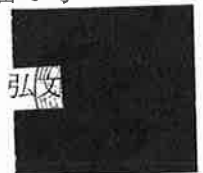
本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2016年2月29日

甲 東京都町田市森野二丁目22番2号
町田市
市長 石坂 丈一



乙 東京都渋谷区南平台町5番6号
東京急行電鉄株式会社
取締役社長 野本 弘文



別紙 整備イメージ図

